

## 民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱

平成十五年二月五日

(前注) この要綱案において「第…条」とあるのは、民事訴訟法の規定を示す。

### 第一 計画審理

#### 一 裁判所及び当事者の責務

訴訟手続においては、適正かつ迅速な審理の実現のため、裁判所及び当事者は、その計画的な進行を図らなければならないものとする。

#### 二 審理の計画

1 裁判所は、事件が複雑であること等の事情によりその適正かつ迅速な審理の実現のために審理の計画を定める必要があると認められるときは、当事者双方との間で審理の計画を定めるための協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならないものとする。

2 1の審理の計画においては、争点及び証拠の整理を行う期間、証人及び当事者本人の尋問を行う期間並びに口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期を定めなければならないものとするとともに、これらの事項のほか、訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができ

るものとする。

3 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方との間で協議をし、その結果を踏まえて1の審理の計画を変更することができるとする。

### 三 審理の計画の効力等

1 裁判長は、二1の審理の計画に従った訴訟手続の進行上必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間を定めることができるものとする。

2 二1の審理の計画が定められている場合において、裁判所が当該審理の計画において特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間を定め、又は1により裁判長が1の期間を定めたときに当事者が当該期間を経過した後提出した当該攻撃又は防御の方法については、これにより審理の計画に従った訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができるものとする。ただし、その当事者が当該期間内にその提出をすることができなかったことについて相当の理由があることを疎明したときは、この限りでないものとする。

3 弁論準備手続を受命裁判官が行う場合には、その裁判官は、1による裁判を行うことができないものとし、2による裁判を行うことはできないものとする。

一 提訴予告通知

1 提訴予告通知の効果

訴えの提起をしようとする者は、当該訴えの被告となるべき者に対して当該訴えの提起を予告する旨の書面による通知（以下「提訴予告通知」という。）をした場合には、二以下の証拠収集等の手続を利用することができるものとする。提訴予告通知を受けた者（以下「被予告通知者」という。）が、提訴予告通知をした者（以下「予告通知者」という。）に対して書面で答弁の要旨の回答をした場合も、同様とするものとする。

2 提訴予告通知の書面等の記載事項

提訴予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならぬものとし、1の回答の書面には、請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を記載しなければならぬものとする。

3 証拠収集等の手続を利用することができる期間

(一) 予告通知者又は1の回答をした者（以下「回答者」という。）が二の照会及び三1の処分の申立てをすることができる期間を、提訴予告通知がされた日から四月に限るものとする。ただし、当該期間を経過した後であっても、三1の処分の申立ては、申立人がした提訴予告通知又は1の回答の相手方である被予告通知者又は予告通知者（以下「相手方」という。）の同意があるときは、することができるものとする。

(二) 予告通知者は、既にした提訴予告通知と重複する提訴予告通知をすることはできないものとする。

## 二 訴えの提起前における照会

1 予告通知者又は回答者は、相手方に対し、訴えが提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかである事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができるとする。ただし、照会が次のいずれかに該当するときには、この限りでないものとする。

(一) 第六十三条各号のいずれかに該当する照会

(二) 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であつて、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの

(三) 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

2 (二)又は(三)の第三者の私生活についての秘密又は営業秘密に関する事項についての照会は、その第三者が当該照会に回答することを承諾した場合には、することができるとする。

## 三 訴えの提起前における証拠収集のための処分

1 裁判所は、提訴予告通知に係る紛争について訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかであり、かつ、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるものについて、予告通知者又は回答者の申立てにより、次に掲げる処分をすることができるものとする。ただし、証拠の収集に要すべき時間又は嘱託を受けるべき者の負担が不相当なものとなること等の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでないものとする。

(一) 文書（第二百三十一条に規定する物件を含む。）の送付を嘱託すること。

- (二) 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に囑託すること。
  - (三) 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託すること。
  - (四) 執行官に対し、紛争に係る物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること。
- 2 次の各号に掲げる処分の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならないものとする。
- 一 (一)の処分の申立て
    - 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者の居所
  - 二 (二)の処分の申立て
    - 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は調査の囑託を受けるべき者の居所
  - 三 (三)の処分の申立て
    - 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は意見の陳述が特定の物に係る場合の当該特定の物の所在地
  - 四 (四)の処分の申立て
    - 調査に係る物の所在地を管轄する地方裁判所
- 3 管轄違いの移送（第十六条参照）を除き、移送は認めないものとする。
- 4 裁判所が、1の処分の申立てについてこれを認める旨の裁判をするには、相手方の意見を聴かなければならないものとする。
- 5 1の処分の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- 6 1の処分に関する記録の閲覧及び謄写等について、所要の規定の整備をするものとする。

### 第三 専門訴訟への対応の強化

#### 一 専門委員

##### 1 専門委員の関与

(一) (1) 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができるものとする。

(2) (1)により裁判所が専門委員から説明を聴く場合には、裁判長は、専門委員に、書面により、又は当事者双方が立ち会うことができる期日において口頭で、説明をさせることができるものとする。

(二) (1) 裁判所は、証拠調べを行うに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日に立ち会わせて専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができるものとする。

(2) (1)により証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日に専門委員を立ち会わせる場合には、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項につき、専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができるものとする。

(三) 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決

定で、当事者双方が立ち会うことができる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができるものとする。

## 2 電話会議システムの利用

1により専門委員を手続に関与させる場合において、裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法を利用することができるものとする。

## 3 専門委員の関与の裁判の取消し

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、1による専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができるものとする。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならぬものとする。

## 4 専門委員の指定

(一) 裁判所は、当事者の意見を聴いて、手続に関与させるべき専門委員を指定するものとする。  
(二) 専門委員の員数は、各事件について一人以上とするものとする。

## 5 専門委員の除斥・忌避

(一) 第二十三条及び第二十四条の規定は、専門委員について準用するものとする。  
(二) 専門委員の除斥又は忌避については、6により定められる専門委員の所属する裁判所が、決定で、裁判をするものとする。

(三) 除斥又は忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

(四) 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができないものとする。

(五) 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、裁判所は、その申立てについての決定が確定するまでその専門委員を手続に関与させることができないものとする。

## 6 専門委員の任免及び手当等

専門委員の任免及び手当等の在り方について、所要の規定の整備をするものとする。

## 二 鑑定

### 1 鑑定の補充

裁判所は、鑑定人に意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、鑑定事項について更に意見を述べさせることができるものとする。

### 2 鑑定人質問

(一) 鑑定人が口頭で意見を述べる場合には、裁判所は、まず鑑定人に意見を述べさせ、その後鑑定人に対し質問をすることができるものとする。

(二) (一)の鑑定人に対する質問は、裁判長、その鑑定の申出をした当事者、他の当事者の順序でするものとし、裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、この順序を変更することができるものとする。

(三) 当事者が(二)による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をするものとする。

3 テレビ会議システムを利用した鑑定人の意見陳述

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、鑑定人に意見を述べさせることができるものとする。

三 知的財産権関係訴訟の管轄の特例等

1 特許権等に関する訴え等の管轄等

(一) 第一審の管轄裁判所等

(1) 特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権等に関する訴え」という。）は、第四条及び第五条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属するものとする。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、東京地方裁判所

仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所

三 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所のうち、(1)によれば管轄権を有しない裁判所であつ

四 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所のうち、(1)によれば管轄権を有しない裁判所であつ

(2) 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所のうち、(1)によれば管轄権を有しない裁判所であつ

ても、当事者の書面による合意がある場合には、管轄権を有するものとする。

(3) 特許権等に関する訴えに係る訴訟については、第一審裁判所は、当該訴えに係る技術的な専門性の有無その他の事情を考慮して、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を、第四条、第五条若しくは第十一条の規定によれば管轄権を有すべき地方裁判所又は第十九条第一項の規定によれば移送を受けるべき地方裁判所に移送することができるものとする。

(4) (1)の各号に定める裁判所においては、特許権等に関する訴えに係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることが出来るものとする。

(二) 控訴審の管轄裁判所等

(1) 大阪地方裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴は、東京高等裁判所の管轄に専属するものとする。

(2) (1)の控訴に係る控訴裁判所は、当該控訴に係る技術的な専門性の有無その他の事情を考慮して、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を大阪高等裁判所に移送することができるものとする。

(3) (一) (1)の各号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴が提起された控訴裁判所においては、当該控訴に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることが出来るものとする。

(三) 保全事件の管轄裁判所

特許権等に関する訴えに係る保全事件については、本案の管轄裁判所のみが管轄権を有するものとする。

## 2 意匠権等に関する訴えの管轄

意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについて、第四条及び第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができるものとする。

- 一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台 東京地方裁判所  
高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内  
に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）
- 二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高 大阪地方裁判所  
等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内  
に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

## 第四 簡易裁判所の機能の充実

### 一 少額訴訟に関する特則

少額訴訟に関する特則が適用される事件の範囲を定める訴額の上限額を六十万円に引き上げる

ものとする。

## 二 和解に代わる決定

1 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張する事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、3の期間の経過時から五年を超えない範囲内において、原告の請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を2の定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして原告の請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができるものとする。

2 1の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならぬものとする。

3 1の決定に対しては、当事者は、異議の申立てをすることができ、その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とするものとする。

4 3の期間内に異議の申立てがあつたときは、1の決定は、その効力を失うものとする。

5 3の期間内に異議の申立てがないときは、1の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有するものとする。

## 第五 その他

一 電話会議システムを利用した弁論準備手続期日における和解等

裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続が行われる場合において、当該期日に出頭しないで当該手続に関する当事者は、当該期日において、訴えの取下げ、和解並びに請求の放棄及び認諾をすることができるものとする。

二 受命裁判官による文書の証拠調べ

弁論準備手続を行う受命裁判官は、書証の申出（文書提出命令の申立てを除く。）についての裁判及び文書の証拠調べをすることができるものとする。

三 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。